

契 約 書

(目的)

第1条 本契約は公益社団法人福岡県医師会（甲）と参加医療機関（乙）の「福岡県医師会診療情報ネットワーク（以下、「本ネットワーク」という。）」での情報の共同利用に関し、必要な事項を定めるものである。

第2条 本ネットワークは、利用を申し出た患者が、救急時に適切な医療が受けられること及びよりよい診療が受けられることを目的とする。

(福岡県医師会の責務)

第3条 甲は、本ネットワークにおいて、利用を申し出た患者の診療情報及び個人情報（以下、「患者情報」という。）を保有し、適切に管理する責務を負う。

- 2 甲は、甲の定める福岡県医師会診療情報ネットワーク個人情報保護指針（以下、「個人情報保護指針」という。）に基づき乙と患者情報に関して共同利用を行う。共同利用の範囲については個人情報保護指針に記されたものとする。
- 3 甲は乙に対して共同利用に必要な認証用ID／パスワードを発行し、その共同利用が滞りなく行える環境を維持する責務を負う。
- 4 甲は共同利用が滞りなく行えるために、利用患者が診療情報の共同利用先として乙を指定していることを乙に伝える責務を負う。

(参加医療機関の責務)

第4条 乙は本ネットワークにおいて、利用を申し出た患者が共同利用先に指定した場合、指定された患者情報を本ネットワークに登録し、その情報の更新を行うこととする。なお、登録する情報については甲が、福岡県医師会診療情報ネットワーク利用規程（以下、「ネットワーク利用規程」という。）内で定め、乙に通知することとする。

- 2 乙は前条2項に基づき共同利用する患者情報に関して、法令に基づき適切に管理することとする。
- 3 乙は本ネットワークでの患者情報の共同利用に当たり、甲が定めるネットワーク利用規程を遵守しなければならない。
- 4 乙は保険診療を行う際、本ネットワークでの情報の共同利用の有無等によって患者の取り扱いに差をもうけてはならない。

(利用料金)

第5条 乙は本ネットワークでの患者情報の共同利用にかかる対価として甲の定めるネットワーク利用規程に示された利用料金を支払うものとする。

(契約解除)

第6条 甲は乙が次の事項のいずれかに該当したときは、契約を解除できるものとする。

(1) 本契約の責務を履行しなかった場合

(2) 法令等の各条項に違反したとき

2 乙は契約の解除を希望する場合、この契約を解除できるものとする。

3 前2項の契約解除の際の手続きについては「ネットワーク利用規程」に定める。

(本契約に関連する文書の取り扱い)

第7条 甲が定める「個人情報保護指針」及び「ネットワーク利用規程」について変更が行われる場合、少なくとも一ヶ月前にその内容について乙に通知することとする。

(本契約に定めのない事項)

第8条 本契約に定めのない事項に関して調整／確認が必要な場合には甲及び乙で協議を行い、解決を図るものとする。

(契約期間)

第9条 本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、期間については、乙から特に申し出等がない場合は自動的に1年ごと延長されるものとする。

本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上、各一通を保管する。

年 月 日

(甲) 公益社団法人 福岡県医師会

住 所 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9-30

代 表 者 会長 平田 泰彦 印

(乙) 医療機関名

住 所

代 表 者

印